

平成 26 年 5 月 19 日
国土交通省九州地方整備局
鹿児島国道事務所

【大雨に備えて】
～通行規制装置（遮断機）の操作訓練を実施します。～

概要

国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所では、大雨による災害の危険から人命を守るため、管内の国道 10 号と国道 225 号に 2ヶ所の異常気象時通行規制区間を設けています。

鹿児島国道事務所管内異常気象時通行規制区間一覧（別紙 1 参照）

路線	規制区間名	規制区間	区間延長
10号	竜ヶ水	鹿児島県始良市重富 ～ 鹿児島県鹿児島市吉野町磯	11.3km
225号	川辺	鹿児島県鹿児島市平川町長谷迫 ～ 鹿児島県鹿児島市下福元町影原	3.8km

今回、異常気象時に備え、梅雨入り前に遮断機操作訓練を竜ヶ水規制区間の始良市重富にある遮断機で実施いたしますのでお知らせします。当区間では連続雨量が 200mm に達した場合、遮断機を下ろし通行規制を実施します。

○実施日時及び場所

- 1) 日 時 平成 26 年 5 月 21 日（水）9：30～11：00
- 2) 場 所 国道 10 号（規制区間名：竜ヶ水）
鹿児島県始良市脇元地内（別紙 2 参照）
- 3) 参加者 鹿児島国道事務所職員約 15 名
- 4) 内 容 遮断機の操作
- 5) その他 大雨等により訓練を中止する場合があります。
取材を希望される方は、下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

電話 （099）216－3111（代表）

ぎじゅつ ふくしよちょう
技術副所長

ひ な ご のぶひろ
日名子 信広

けんせつ せんもんかん
建設専門官

い わ た おさむ
岩田 琢

（内線 403）

鹿児島国道事務所の規制区間



